

2003年11月21日(金)

自律新聞

第7号

飯島町・中川村・宮田村の自律を考える

★自律をめざす町村長の名言集7★

「(略)日本は広いさまざまな地域があり、あるいはさまざまな人々が住んでいることから、何も画一的に人口だけとか面積だけで決めないで、やはりそこに住んでいる方々が自分たちの幸せを実感できる自治の枠組みを決めていくという原点を忘れてはいけない(略)」

秋田県羽後町長 佐藤 正一郎さん※注1



宮田高原(宮田村)

●お詫び

先の、衆議院議員総選挙と飯島町長選挙にともない、公職選挙法の規定を考慮して、しばらくの間、自律新聞の発行を自粛させていただきました。休刊の間に、多くのお問い合わせをいただきました。ご心配いただきましたことに、心より感謝申し上げます。

【きょうの疑問6】住民意向調査の取り扱いについて



今、各市町村において市町村合併問題の是非を問う、意向調査が行なわれています。任意合併協議会は、約3千万円もの予算を注ぎ込んでおり、これ以上、研究を続けても、今以上の情報は期待できないものと思われま

す。また、設立の目的に「仮に4市町村が合併した場合の姿を明らかにすることにより、地域住民に対して、合併の可否について判断し得る情報を提供する」と書かれていることから考えても、また宮田村議会が「それ以上は行かない」と確認してから任意合併協議会への加入を了承したことを考えても、この地域においては、法定合併協議会に進むということが、合併するということになります。それだけ重要な意向調査であることを、十分に考えて選択しましょう。「わからない」という項目を選択した場合は、自分たちの「生活の器」である町や村の将来を、行政・議会に託すことになってしまうのです。

飯島町の住民意向調査



飯島町では、11月19日に各耕地の総代を通して、18歳以上(1985年4月1日生まれ以前)の全町民8,608名(永住外国人を含む)に調査票が配布されました。調査票の内容は、「性別」、「年齢」、「地域名」をたずねた上で、「合併に賛成」、「どちらかと言えば合併に賛成」、「合併に反対」、「どちらかと言えば合併に反対」、「わからない」の選択肢の中から1つを選ぶようになっています。その他に、賛否の理由を尋ねる欄と、自由記述の欄があります。回収期限は12月1日で、開票作業は12月8日に、選挙同様、立会人を置いた上で行なわれ、即日結果が公表されます。また、開票作業は、一般にも公開されます。

なお、飯島町では、意向調査結果の取り扱いに関する見解が示されています。「賛成」、「どちらかと言えば賛成」の合計が、意向調査の対象者の2分の1以上になった場合、町長は議会に対して「法定合併協議会の設置」のための議案を提出します。一方、「反対」、「どちらかと言えば反対」の合計が、意向調査の対象者の2分の1以上になった場合は、町長は議会に対して議案の提出をしません。それ以外の結果になった場合は、町長が議会と相談しながら判断することになります。[飯島事務局調べ]

中川村の住民意向調査



中川村では、11月17日に各地区の総代を通して、18歳以上(1985年4月1日生まれ以前)の全村民に調査票が配布されました。調査票の内容は、「地区」、「年齢」をたずねた上で、「合併に賛成」、「どちらかと言えば合併に賛成」、「合併に反対」、「どちらかと言えば合併に反対」、「わからない」の選択肢の中から1つを選ぶようになっています。

回収方法は、11月30日までに封筒に入れて各地区の総代に提出するようになっていますが、役場に郵送することもできます(12月1日の消印有効)。開票作業は12月9日で、地区総代の代表が立会い、行なわれる予定です。[中川事務局調べ]

宮田村の住民意向調査



宮田村では、11月14日に各区の役員を通して、18歳以上(1985年4月1日生まれ以前)の全村民7,186名(永住外国人を含む)に調査票が配布されました(区に未加入の村民については、役場職員の手配りか、または20日に郵送で配布されます)。調査票の内容は、「年齢」をたずねた上で、「合併に賛成」、「どちらかと言えば合併に賛成」、「合併に反対」、「どちらかと言えば合併に反対」、「わからない」の選択肢の中から1つを選ぶようになっています。回収期限は12月1日で、各区の役員を通して提出するか、役場に直接提出することになります(区に未加入の方は郵送)。開票作業は、12月8日に村役場の第4と第5会議室で行なわれます。選挙のように立会人を置いた上で行なわれ、即日結果が公表されます。なお、開票作業は一般にも公開されます。また、集計結果は開票日当日に開かれる村議会の全員協議会に報告されます。10日からは、村議会の定例議会が始まりますので、12月中に宮田村の将来が決定することになります。[宮田事務局調べ]

担当：宮田事務局

【裏面に別のコーナーがあります】

『市町村合併よりも自律の町村づくり』刊行委員会

〒399-4399 長野県 宮田郵便局私書箱1号

【わが町・わが村レポート7】中川村が合併したら—任意合併協議会の資料を読む—③

合併にもお金がかかります

合併特例債のことを、国からタダでもらえるお金だと思っている住民もいるようですが、合併特例債の33.5%は、自分たちの借金になります。こうした借金の積み重ねが、今、私達を苦しめているのだということを忘れてはなりません。なお、特例措置が適用される事業も非常に限られています。交付税の算定特例も16年後には打ち切られます。

また、合併の調整のためにも、多くの経費が必要になります。その一例ですが、この地域の任意合併協議会の運営のためだけに、約3千万円もの予算が計上されています。(合併特例債の問題点については、次号の「今日の疑問7」で詳しくご紹介します。)



中川村が自律した場合の資料を提示

合併をしなくても、自律のための改革に取り組むことで、財政難を回避することが可能です。私達に、最も近い政府であるといえる市町村は、自分たちの声の届く範囲で、政策を決めることが必要なのではないのでしょうか。

なお、中川村より人口も少なく、財政力指数も低い栄村や泰阜村が、すでに自律をめざした改革に取り組んでいます。

伊南合併は非効率な自治体を生みます

任意合併協議会の資料は、自律の場合の資料と違って、カラー写真が並ぶお金のかかった資料になっていますが、残念ながら抽象的な表現が多く、わかりにくい内容になっています。

任意合併協議会は合併により、行政の効率化を進め、住民サービスを維持するとしています。ところが4市町村合わせると、人口は伊那市程度で、面積は伊那市の倍近い、非効率な自治体生まれることとなります。一方で、職員を3割減らすということですから、そのサービスの穴埋めを誰が補完するのでしょうか。

また、新市の理念には「住民主導型の自律した社会を構築する」とありますが、そもそもこの合併論議自体、行政主導であって、住民の顔を全く見ることはできません。

「サービスは高く、負担は低く」は守られるのでしょうか

茨城県ひたちなか市(1994年)、東京都あきる野市(1995年)、埼玉県さいたま市(2001年)は、いずれも合併にあたって、「サービスは高く、負担を低く」と掲げましたが、合併直後、または数年以内に、国保税をはじめとする各種公共料金の値上げが行われています。

このような状況からも、合併すれば楽になり、合併しなければ財政負担を避けられないという考え方は間違っているのではないかと考えられます。



政策こそが求められています

大事なことは、これからどうしていくかであり、必要なのは政策のシミュレーションです。例えば、「町村税が横ばいで推移する」ではなく、そうならないように何をどうするのか、「人口が減少していく」ではなく、なるべく減らないようにしていくには、何をすべきかという施策を示していくべきではないでしょうか。

例えば下水道ですが、都市部に比べて住宅が散在し、地理的にも起伏の大きい中川村で、合併浄化槽を採用せずに、なぜ税金負担の大きい公共下水道にこだわるのでしょうか。大町市では財政難を理由に、下水道から合併浄化槽への転換を決めました。合併をする前に、まだ改革できることが沢山ありそうです。

担当：中川事務局

【※注】1=自治体問題研究所(編)『ここに自治の灯をもして—小さくても輝く自治体フォーラム報告集』76頁、自治体研究社、2003年。○駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村任意合併協議会『住民説明会資料—ふたつのアルプスが映える共生と創造のまち』2003年。

★お問い合わせ★	★賛助金のお願いについて★	★次号の予告★
『市町村合併よりも自律の町村づくり』刊行委員会(〒399-4399 宮田郵便局私書箱1号) ・宮田事務局：天野早人(000-000-0000) ・中川事務局：湯沢賢一(000-000-0000) ・飯島事務局：松村まゆみ(000-000-0000) ・F A X：(0000-00-0000)	本紙は飯島町・中川村・宮田村の住民有志で発行しており、その趣旨にご賛同いただいた皆さまからの賛助金で支えられています。本会の研究活動と情報発信へのご理解ご協力をお願い申し上げます。 八十二銀行 宮田支店 普通 156085 市町村合併よりも自立の村づくり刊行委員会	第8号(通常版)は11月26日(水)に発行します。 ・合併特例債という借金について(担当:宮田事務局) ・飯島町の自律を確立するために(担当:飯島事務局)